

第1切替日における職務に相当する職務を定める規則をここに公布する。

平成19年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 佐 蔵 絢 子

鳥取県人事委員会規則第3号

第1切替日における職務に相当する職務を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年鳥取県条例第109号。以下「改正条例」という。)附則第10項本文の規定に基づき、第1切替日(改正条例附則第6項本文に規定する第1切替日をいう。以下同じ。)における職務の級が第1切替後級(改正条例附則第6項本文に規定する第1切替後級をいう。)又は改正条例附則別表第3に規定する暫定級とされる職員の第1切替日における同表の職務の欄に掲げる職務(以下「対象職務」という。)に相当する職務を定めるものとする。

(対象職務に相当するものとして人事委員会が定める職務)

第2条 対象職務に相当するものとして人事委員会が定める職務は、別表の給料表の種類欄及び対象職務の欄に応じ、それぞれ同表の相当職務の欄に定める職務とする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

給料表の種類	対象職務	相 当 職 務
行政職給料表	1 主任の職務 2 係長の職務	(1) 秘書、主計員、企画員、広報企画員、課長補佐(水産試験場及び栽培漁業センターの課長補佐に限る。)事務次長(総合療育センターの事務次長を除く。)又は機関長の職務(人事委員会が定める職務を除く。) (2) 課長補佐(人事委員会事務局の課長補佐に限る。)副主幹、教務主任、監察員、農業専門技術員、林業専門技術員、助教授、船長、部長(喜多原学園及び総合療育センターの部長(総合療育センターの部長にあっては、事務部の部長を除く。))に限る。)寮長(喜多原学園の寮長に限る。)保育士長、査察指導員、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、通信長、一等航海士、一等機関士、二等航海士、二等機関士、甲板長、操機長、司ちゅう長、冷凍長、事務副主幹又は監査主任の職務
公安職給料表	1 主幹の職務 2 係長の職務	小隊長又は教官の職務
研究職給料表	研究員の職務	学芸員の職務
医療職給料表(2)	1 主任の職務 2 係長の職務	副主幹の職務